

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書の訂正報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成25年3月29日

【会社名】 株式会社中山製鋼所

【英訳名】 Nakayama Steel Works, Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 藤井博務

【本店の所在の場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555 - 3111 (代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 松岡雅啓

【最寄りの連絡場所】 大阪市大正区船町一丁目1番66号

【電話番号】 (06) 6555 - 3035

【事務連絡者氏名】 取締役 松岡雅啓

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1 【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号及び第19号の各規定に基づき、平成25年3月28日付で提出いたしました臨時報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、当該箇所を訂正するため、金融商品取引法第24条の5第5項に基づき、臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

2 報告内容

- . 当該事象の発生日月日
- . 当該事象の内容に関する補足情報
 - 1 株式交換の要旨
 - (2) 株式交換の日程
 - (4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等
算定の基礎
利益相反を回避するための措置
 - 2 第三者割当による株式の発行について
 - (6) 割当予定先の選定理由等
割当予定先の概要
別紙2
割当予定先の概要(3)
割当予定先の概要(4)

3 【訂正内容】

訂正箇所は_を付して表示しております。

2 報告内容

- . 当該事象の発生日月日

(訂正前)

当社における取締役会決議日	平成25年3月28日
機構に対する再生支援申し込み日	平成25年3月28日
機構による再生支援決定日	平成25年3月28日

(訂正後)

当社における取締役会決議日	平成25年3月28日
機構に対する再生支援申し込み日	平成25年3月28日
機構による再生支援決定日	平成25年3月28日

・当該事象の内容に関する補足情報

1 株式交換の要旨

(2) 株式交換の日程

(訂正前)

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
本株主総会開催日	平成25年6月18日(予定)
本株式交換予定日(効力発生日)	平成25年7月9日(予定)

(訂正後)

本株式交換に係る取締役会決議日	平成25年3月28日
本株式交換契約締結日	平成25年3月28日
連結子会社らの定時株主総会開催日	平成25年6月18日まで(予定)
本株主総会開催日	平成25年6月18日(予定)
本株式交換予定日(効力発生日)	平成25年7月9日(予定)

(4) 株式交換に係る割当ての内容の算定根拠等

算定の基礎

(訂正前)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて連結子会社らの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

(訂正後)

<前略>

フロンティア・マネジメントは、株式交換比率の算定に際して、<中略>。加えて**当社及び**連結子会社らの財務予測(利益計画その他の情報を含みます。)については、当社及び連結子会社らの経営陣により現時点で得られる最善の予測及び判断に基づき合理的に検討または作成されたことを前提としております。

利益相反を回避するための措置

(訂正前)

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

(訂正後)

連結子会社らは、利益相反を回避するため、以下の措置を講じております。

当社取締役又は従業員と株式交換契約を行う連結子会社における兼任状況については、当社の取締役である箱守一昭が中山三星建材及び中山通商の非常勤取締役に、当社の従業員である内藤伸彦が三星商事の非常勤取締役に、当社の従業員である守屋隆男が三星海運の非常勤取締役に、当社の従業員である齋藤日出樹が三泉シヤアの非常勤取締役に、それぞれ就任しておりますが、本株式交換について、利益が相反するおそれがあり、連結子会社らにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、連結子会社らの取締役会における本株式交換に係る審議及び決議には参加しておらず、また、連結子会社らの立場において、本株式交換に係る当社との協議及び交渉にも参加しておりません。また、当社の常勤監査役である笹部隆夫は三星海運及び三泉シヤアの非常勤監査役に就任しておりますが、三星海運及び三泉シヤアにおける意思決定の公正性及び中立性を保つ観点から、三星海運及び三泉シヤアの取締役会に係る審議に参加しておらず、当該取締役会の決議に対して意見を述べておりません。

2 第三者割当による株式の発行について

(6) 割当予定先の選定理由等

割当予定先の概要

別紙2

割当予定先の概要(3)

(訂正前)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	日鐵商事株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	新日鐵住金株式会社、日鉄住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社	
(11) 大株主及び持株比率	新日鐵住金株式会社	32.53%
	三井物産株式会社	25.02%
	山内 正義	1.68%
	日鐵商事社員持株会	1.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.56%
	< 中略 >	

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

(訂正後)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	日鐵商事株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	新日本製鐵株式会社、日鉄住金鋼板株式会社、NSMコイルセンター株式会社、南日本造船株式会社、日鐵住金建材株式会社	
(11) 大株主及び持株比率	新日本製鐵株式会社	32.53%
	三井物産株式会社	25.02%
	山内 正義	1.68%
	日鐵商事社員持株会	1.65%
	日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	1.56%
	< 中略 >	

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

(注) 新日本製鐵株式会社は、平成24年10月1日付けで住友金属工業株式会社と合併し、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。

割当予定先の概要(4)

(訂正前)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、新日鐵住金株式会社、近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

(訂正後)

(平成24年3月31日現在)

(1) 名称	エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	
(10) 主要取引先	北海道エア・ウォーター株式会社、住友金属工業株式会社、近畿エア・ウォーター株式会社、大同エアプロダクツ・エレクトロニクス株式会社、中部エア・ウォーター株式会社	
	< 中略 >	

(単位：百万円、特記しているものを除く。)

(注) 住友金属工業株式会社は、平成24年10月1日付けで新日本製鐵株式会社と合併し、新日本製鐵株式会社は、商号を新日鐵住金株式会社に変更いたしました。